

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応について

当社におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応は下記のとおりです。

記

1. 本人が感染した場合（感染が疑われる場合）

（感染が疑われる場合）

- ① 入社前に検温し、37.5度以上の発熱があった場合は、入社せず医療機関の診察を受けること。
- ② 就業中に37.5度以上の発熱があった場合は、直ちに退社し医療機関の診察を受けること。

（感染した場合）

- ① 医療機関でインフルエンザ又は新型コロナウイルスと診断された場合は、医師の指示に従うとともに、直ちに所属長に連絡し、自宅療養（自宅待機）とする。

※自宅待機期間は欠勤扱いとなるため、原則、年次有給休暇で対応してください。

- ② 連絡を受けた所属長は、速やかに総務課へ連絡すること。
- ③ 自宅待機期間はそれぞれ次のとおりとする。

感染症名	自宅待機期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※詳しくは「自宅待機期間について（インフルエンザの場合）」及び「自宅待機期間について（新型コロナウイルス感染症の場合）」を参照してください。

- ④ 入社後は就業中のマスク着用を義務付ける（治癒後5日程度）。

2. 家族が感染した場合

- ① 家族が感染した場合、その旨を所属長に報告する。
- ② 本人には就業中のマスク着用を義務付ける（家族の治癒後5日程度）。

3. マスクの着用について

通常時の着用は任意です。個人の選択を尊重し、個人の判断を基本とします。

ただし、体調が悪い場合はマスクの着用を推奨します。

以上